

# 刈谷市公共施設予約案内システムサービス提供業務プロポーザル実施要領

## 1 業務名称

刈谷市公共施設予約案内システムサービス提供業務

## 2 目的

施設利用者がいつでも公共施設の空き状況検索、予約、抽選機能等のサービスを受けられるようにするとともに、標準サービスの利用を前提としたA S P ・ S a a S（ネットワーク経由でシステム機能の提供を行うサービス）の利用により施設管理業務を電子化し、住民サービスの向上並びに施設管理業務の効率化及び経費削減を図ることを目的とする。

## 3 プロポーザルに付する事項

### （1）業務名

刈谷市公共施設予約案内システムサービス提供業務

### （2）業務内容

刈谷市公共施設予約案内システムサービス提供業務要件仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

### （3）システム構築期間（運用テストを含む。）

契約の日から令和9年1月31日まで

ただし、令和8年10月31日までにテスト環境の稼働が可能な状態とすること。

### （4）システム本稼働時期

令和9年1月中旬（予定）

### （5）システム保守管理期間

システム本稼働日から令和13年12月31日まで

## 4 予算限度額

本業務における業務委託料の上限額（消費税等を含む。）は、次のとおりとする。

なお、当該上限額は、提案規模の上限を示す額であり、契約時の予定価格を示

す額でないことに留意すること。

(1) システム構築費用 52,234,000円

(2) 令和9年1月から令和13年12月までのシステム保守管理費用（ライセンス使用料を含む。） 58,872,000円

## 5 選定の方法

本実施要領及び仕様書に基づき、企画提案書、見積書等の提出及びプレゼンテーションを提案事業者に求め、提案されたシステムの仕様、業務内容等の信頼性、技術水準、費用等を総合的に評価した上で優先交渉事業者を選定する。

### (1) 書類審査

事業者が提出した書類により審査を行う。審査項目及び配点は、刈谷市公共施設予約案内システムサービス提供業務プロポーザル評価表（別紙1）のとおりとする。

### (2) プrezentation審査

事業者は、提出した企画提案書等の内容に基づき、プレゼンテーションと質疑応答を行う。なお、審査の順番は、参加表明書の受付順とする。

#### ア 日時

令和8年3月17日（火）（予定）

詳細の時間及び場所は、参加表明書の提出のあった事業者に個別に通知する。

#### イ 内容

##### (ア) プrezentation

企画提案書に基づき、提案内容の説明及び導入を提案するシステムのデモンストレーションを実施する。特に書面ではイメージをつかむことが難しい点又はアピールしたい点について重点的に説明を行う。

##### (イ) 質疑応答

選定委員からの質問に対して回答を行う。

#### ウ 出席者

説明、質疑応答、機器等の操作を含め6人以内

#### エ 機器

プレゼンテーションに必要なパソコン等の実機は、事業者で用意する。

ただし、プロジェクト、HDMIケーブル及びスクリーンは、本市で用意する。

オ 時間

55分以内（提案説明40分、質疑応答15分）

カ 傍聴

プレゼンテーションは非公開とし、他の事業者による傍聴は認めない。

キ 審査項目

刈谷市公共施設予約案内システムサービス提供業務プロポーザル評価表（別紙1）のとおり

## 6 スケジュール（予定）

日 程	内 容
令和8年2月13日（金）	実施公告
2月27日（金）午後3時まで	参加表明書提出期限
2月27日（金）午後3時まで	質疑書提出期限
3月 6日（金）	質疑回答
3月11日（水）午後3時まで	企画提案書提出期限
3月17日（火）	プレゼンテーション審査会（※）
3月23日（月）	選定結果通知
4月上旬（予定）	委託契約締結

※ プrezentation審査会の会場・時間は、参加表明書の提出のあった事業者に個別に通知する。

## 7 参加資格等

プロポーザルに参加できる事業者は、日本国内に本社を有する法人であって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

（2）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て

をしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- （3）プライバシーマーク（JIS Q 15001）又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度における認証（ISO/IEC 27001又はJIS Q 27001）を契約者（契約者と開発者が異なる場合は、開発者を含む。）が取得していること。
- （4）導入を提案するシステムが、パッケージの標準機能、オプション又はカスタマイズにより、オンラインでの利用者登録並びに施設使用料のキャッシュレス決済、口座振替及び納付書（地方税統一QRコード（eL-QR）付きを含む。）による支払に対応可能であること。
- （5）30施設100室場以上の公共施設を総合管理する施設予約システムの導入実績を有すること。
- （6）参加表明書の提出日において、令和6・7年度の刈谷市競争入札参加資格（物品等）を有し、かつ、令和8・9年度の刈谷市競争入札参加資格（物品等）の審査申請を受理されている者であること。
- （7）優先交渉事業者の選定の日までに、本市から入札参加資格停止を受けている者でないこと。
- （8）刈谷市が行う調達契約等からの暴力団の排除に関する事務取扱要領（平成20年4月1日施行）第1項に規定する暴力団の介入を排除する措置を受けている者でないこと。

## 8 参加手続

プロポーザルに参加しようとする事業者は、次のとおり書類を提出しなければならない。

- （1）提出期限  
令和8年2月27日（金）午後3時（必着）
- （2）提出方法  
持参、郵送（書留等到着を確認できる方法に限る。）又は電子メールによる。  
なお、電子メールにより提出する場合は、件名を「刈谷市公共施設予約案

内システムサービス提供業務プロポーザル参加表明書」とし、生涯学習課(syougai@city.kariya.lg.jp)宛て送信すること。

(3) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 会社概要書（様式第2号）
- ウ J I S Q 15001又はISO/IEC27001若しくはJIS Q 27001の認証を取得していることが分かる書類の写し
- エ 実績一覧表（様式第3号）

9 質疑等

プロポーザルの内容について質疑等がある事業者は、次のとおり書類を提出するものとする。

(1) 提出期限

令和8年2月27日（金）午後3時

(2) 提出方法

電子メールによる。

なお、件名を「刈谷市公共施設予約案内システムサービス提供業務に関する質疑書」とし、生涯学習課(syougai@city.kariya.lg.jp)宛て送信すること。

(3) 提出書類

質疑書（様式第4号）

(4) 回答方法

参加表明書を提出した全ての事業者（回答時までに辞退した事業者を除く。）宛て電子メールにより令和8年3月6日（金）までに回答する。

10 企画提案書の提出

プロポーザルに参加する事業者は、次のとおり書類を提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和8年3月11日（水）午後3時（必着）

(2) 提出場所

## 刈谷市役所 7 階 教育部生涯学習課

### （3）提出方法

持参又は郵送（書留等到着を確認できる方法に限る。）による。

### （4）提出書類

次の書類を各 12 部提出すること。

#### ア 企画提案書

##### （ア）提案書の様式

A4 版 50 ページ以内（表紙及び目次を除く。）とし、両面印刷すること。また、フォントサイズは、図表等を除き、10 ポイント以上とすること。

##### （イ）記載項目

###### a 提案システムの特徴

ソフトウェアの特徴、アピールしたい点等を具体的に記載すること。

###### b 障害対策

提案システムの安定性や信頼性を維持するための方法、連絡体制、保守の範囲、障害対応方針（ネットワーク障害やシステム障害が発生した場合の対応、対応までの時間など）等を具体的に記載すること。

###### c セキュリティ対策

不正アクセス、データ改ざん、脆弱性検知等への対策について記載すること。

###### d 代替提案事項

機能仕様書の中に標準機能、オプション又はカスタマイズにより対応できない項目の代替提案を行う場合は、その対応について具体的に記載すること。

###### e 追加提案事項

機能仕様書に記載の機能以外で本市に有益な提案を行う場合は、その内容について具体的に記載すること。

なお、本市では、特定の施設や曜日・時間区分について、利用希

望者が多く、抽選の倍率が高い、予約を取りづらい等の状況にあるため、この改善に資する提案があれば記載すること。

- イ (再委託等を予定する場合のみ) 再委託等予定書 (様式第5号)
- ウ 業務従事者一覧 (様式第6号)
- エ 機能仕様書 (様式第7号)
- オ 業務見積書 (様式第8号)
- カ 導入スケジュール (任意様式)

## 1.1 機能仕様書

### (1) 用語の定義

- ア 標準 パッケージの標準機能で対応可能なもの
- イ オプション パッケージの標準機能で対応できないが、追加オプションで対応可能なもの
- ウ カスタマイズ パッケージの標準機能で対応できないが、カスタマイズで対応可能なもの
- エ 対応不可 パッケージの標準機能がなく、対応が行えないもの

### (2) 記入方法

機能要件の対応の可否について、該当する欄に「○」を記載すること。この場合において、部分的に対応不可がある項目（代替提案により同等の対応が可能な場合を除く。）については、対応不可と判定すること。

### (3) 機能要件の代替提案

標準機能、オプション又はカスタマイズで対応できない項目の代替提案を行うときは、備考欄にその概要を記載すること。（企画提案書において、その内容を具体的に記載すること。）

### (4) 契約時の機能確認

優先交渉事業者については、契約前に機能仕様書の回答内容について確認を行い、これに齟齬がある場合は、失格とすることとする。

## 1.2 問い合わせ先

刈谷市役所 教育部生涯学習課施設係

住 所 〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

電 話 0566-62-1036

電子メール syougai@city.kariya.lg.jp